標題

英国、バミューダ諸島、英国ヴァージン諸島、ケイマン 諸島、ジブラルタル及びマン島籍船における消防員用 呼吸具の再充填装置及び予備シリンダの特別要件

ClassNK テクニカル インフォメーション

No. TEC-1027 発行日 2015 年 5 月 22 日

各位

消防員装具関連装置に関する追加要件に関しましては、2014 年 6 月 24 日付テクニカルインフォメーション No.TEC-0990 にて現存船(2014 年 7 月 1 日より前に起工した船舶)への適用を通知しており、また、2014 年 2 月 26 日付弊会鋼船規則の改正にて、新造船(2014 年 7 月 1 日以降に起工する船舶)に対する要件が弊会鋼船規則に取り入れられております。

今般、英国、バミューダ諸島、英国ヴァージン諸島、ケイマン諸島、ジブラルタル及びマン島政府から、消防員用呼吸具の再充填装置及び予備シリンダの特別要件について指示がありましたので、以下の通りお知らせ致します。

- 1. 呼吸具のシリンダを再充填する装置を船上に備えない船舶にあっては、条約上要求されるそれ ぞれの消防員用呼吸具の完全に充填された予備シリンダに加えて、訓練用として十分な本数 の追加の予備シリンダを備えること。
- 2. 上記1.において、船主殿は訓練用のシリンダの本数を決定する際に、呼吸具が使用される訓練の回数及び頻度、並びに陸上の充填施設に対する船舶の航行パターンに関する船舶の安全管理システム上の要求を考慮しなければならない。
- 3. 訓練用として備えられたシリンダは、訓練用であることが明示されなければならない。
- 4. 船舶の安全管理システムは、条約上要求されるそれぞれの消防員用呼吸具に対し、訓練用として少なくとも 1 本の完全に充填された予備シリンダを船上に備えることが考慮されていなければならない。
- 5. 追加の訓練用の呼吸具(完全に充填された訓練用のシリンダを含む)を船上に備える船舶にあっては、条約上要求される消防員用呼吸具のうち、訓練用の呼吸具と同数の消防員用呼吸具に対しては、訓練用として予備シリンダを備える必要はない。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艤装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020 Fax: 03-5226-2057 E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。